

昇降機改修・保守点検業務関係者 様

既設エレベーター改修工事完了後における建築基準法第 12 条第 5 項に基づく報告について

本市では、これまで確認申請(計画通知)を要しない既設エレベーター改修工事(戸開走行保護装置の設置等)において、工事完了後に建築基準法第 12 条第 5 項に基づく施工状況報告書を求めていましたが、令和 5 年 6 月 2 日から当報告書の提出を不要としましたので、連絡します。

なお、工事完了後、直近の建築基準法第 12 条第 3 項に基づく報告(定期報告)については、従来通り既設エレベーターを改修した旨の記載をお願いします。

また、既設エレベーター改修工事の施工前に提出を求めている「事前内容確認依頼書」については、戸開走行保護装置等の設置啓発や改修内容確認のため、引き続き提出をお願いします。

【問い合わせ先】

都市戦略局 建築審査課 設備省エネ係

電話 093-582-2535

FAX 093-561-7525

E-Mail toshi-kenchikushinsa@city.kitakyushu.lg.jp